

川崎市「公契約条例」が成立

—その意義と課題を考える—

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター
事務局長 勝島 行正

政令市で初・全国で2例目の「公契約条例」成立

2010年12月15日に、川崎市議会で「川崎市契約条例の一部改正」が全会一致で成立した。この条例は、改正条例となっているが、野田市に続き全国で2例目、政令市では初となるいわゆる「公契約条例」である。

川崎市は、政令市であり、その与える影響は大きい。条例準備の過程から多くの自治体が関心を示し、注目していたが、現在、多くの自治体から問い合わせ等が殺到していると聞く。また、昨年政令市となった相模原市が、これに続く動きをしめしているなど、条例化をめざす他の自治体にとっては、大きな励ましとなっているに相違ない。

この条例は、野田市とは、条例の構成や内容において異なっている。公契約条例は、国の公契約法に先駆けて、自治体の創意工夫によってつくられてきた。自治体の規模やおかれている状況が異なるのであるから、条例の作り方、内容が違っていたとしてもいわば当然なことといえる。今後、条例制定をめざす自治体にあっては、条例の趣旨・目的をしっかりと

と検討され、二つの自治体を超えるものができるることを期待したい。それこそが、分権時代の条例づくりであると思う。

以下、川崎市の条例のポイントと成立にいたった経過、そして意義と課題について考えてみたい。

条例の構成

1 条文

第1条「目的」、第2条「市の責務」、第3条「市の契約の相手方になろうとする者等の責務」、第4条「施策の基本方針」、第5条「議会の議決を要する契約」、第6条「長期継続契約を締結することができる契約」、第7条「作業報酬下限額」、第8条「特定工事請負契約等の内容」、第9条「対象労働者の申出」、第10条「立入調査等」、第11条「作業報酬審議会」、第12条「指定出資法人等の契約」、第13条「委任」、「附則」からなっている。

※別添「川崎市契約条例一部改正」を参照。

2 3つの柱からなる

条例は、旧川崎市契約条例に、新たに

1. 契約全般についての基本的考え方、
2. 公契約についての基本的な考え方、

を加えたものとなっている。

(1) 旧条例規定

旧条例は、第5条「議会の議決を要する契約」(地方自治法第96条第1項第5号による)、第6条「長期継続契約を締結することができる契約」(地方自治法施行令第167条の17による)、第13条「委任」である。

(2) 契約全般についての規定

契約全般についての規定とは、第1条「目的」、第2条「市の責務」、第3条「市の契約の相手方になろうとする者等の責務」、第4条「施策の基本方針」である。

(3) 公契約についての規定

公契約についての規定とは、第7条「作業報酬下限額」、第8条「特定工事請負契約等の内容」、第9条「対象労働者の申出」、第10条「立入調査等」、第11条「作業報酬審議会」、第12条「指定出資法人等の契約」である。

この部分が、いわゆる公契約条例である。

※「公契約とは、公共工事等に従事する労働者の適正な労働条件を契約事項とする契約である。(川崎市契約条例の一部改正に向けた基本的な考え方について(以下『基本的考え方』))

条例改正の背景

川崎市では、いわゆる世界同時不況に対する対策として2008年に川崎市緊急経済対策本部を設置し、諸施策を展開したが、その一環として入札契約制度検証を行い2009年1月に第1回中間報告を出した。その後も検証を続け、2010年4月に第2回中間報告が出された。その中で「景気低迷が続く中、本市工事契約では低入札が増加しており、今後ダンピング

の発生や下請等へのしづ寄せにつながることも懸念されることから、低入札対策が重要なテーマである」としている。今回の条例改正には、こうした背景がある。

なお、この再検証報告に基づいて2010年7月に最低制限価格の対象範囲の拡大、総合評価方式の本格実施、前払い金制度などの施策が進められた。また、第2回中間報告には、公契約条例についての検討状況も記載されている。

①川崎市の平均落札率：

2006年93.55%、2007年92.76%、
2008年92.46%、2009年90.03%

②低入札：

2006年12件、2007年12件、
2008年21件、2009年52件

【資料：「川崎市入札契約制度再検証第2回中間報告】

条例のポイント

条例の基本理念や基本方針を策定するにあたっては、「地方自治法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共サービス基本法」、「公共工事の品質確保の促進に関する法」、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の主旨を基本としている。

1 条例の目的(第1条)

①市及び市の契約の相手方等の責務、
②契約に関する施策の基本方針を定める、
③市はこれに基づく施策を実施することによって、④市の事務又は事業の質の向上、⑤地域経済の健全な発展を図る、⑥市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 市の責務と事業者の責務(第2条・第

3 条)

(1) 市の責務(第 2 条)

市は、この条例の目的を達成するため契約に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(2) 事業者の責務(第 3 条)

事業者は、市の事務・事業に携わる者としての社会的責任が生ずることを認識し、市が実施する契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 入札制度の基本方針(第 4 条)

契約に関する施策は基本方針に基づき策定され、実施される。基本方針は、①入札の透明性の確保、公正な競争の促進、②談合その他不正行為の排除、③地球環境の保全その他の市の重要な施策の推進、④中小企業の受注機会の増大を図る、⑤価格及び質が総合的にすぐれた内容の契約とする、⑥労働環境の整備を図る、こと。

4 公契約の基本的考え方

公契約条例は、「(作業報酬、受注者の責務、遵守状況調査、是正措置等については) 川崎市と受注者お互いが遵守する契約事項として、契約締結時に契約書に記載する。この契約事項について、川崎市または受注者のいずれか一方が同意しない場合には、契約を締結することはできません(『基本的考え方』)」とある。

あくまでも市と受注者との契約自由の原則により、市と受注者との合意に基づいて規律するものである。

5 公契約の範囲(第 7 条)

市長は、毎年、作業報酬の下限額を定めるものとする。労働者の報酬の下限額を契約事項として定める契約は、①特定工事請負契約②特定業務委託契約とする。

①特定工事請負契約

予定価格が 6 億円以上の工事請負契約

②特定業務委託契約

ア 予定価格が 1000 万円以上の委託

契約のうち規則で定めるもの

※人件費割合が高い、警備、施設維持管理、建物内・外清掃、データ入力等

イ 指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定

6 適用労働者の範囲(第 7 条)

①特定工事請負契約

ア 労基法上の労働者で公契約に係る作業に従事する労働者

イ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により契約に係る作業に従事するもの(いわゆる「一人親方」)

②特定業務委託契約

労基法上の労働者で契約に係る作業に従事するもの

7 作業報酬下限額と審議会(第 7 条・第 11 条)

①特定工事請負契約(第 7 条)

公共工事設計労務単価

※「国交省・農林水産省が作成する神奈川県の基準(『基本的考え方』)」

②特定工事請負契約(第 7 条)

川崎市における生活保護基準

※「生活保護基準とした理由は、業務委託の作業報酬下限額は、公表されている公正な基準によることが必要であることや、労働者の生活を保障し、最低賃金と生活保護費との逆転現象によるモラルハザードに対応すること等のため、生活保護基準を参考基準とした(2010 年 12 月 7 日市会代表質問に対する財政局長答弁)」

③川崎市作業報酬審議会

ア 川崎市作業報酬審議会の意見を聞いて市長が定める。(第 7 条)

イ 審議会の委員等(第 11 条)

委員は 5 名(学識 1、労働者 2、事業者 2)、任期は 2 年(以下略)

8 特定工事請負契約等の内容(第8条)

市長又は公営企業管理者が契約に定める事項は、次の事項である。

(1) 受注者の責務

- ① 対象労働者の氏名、職種、従事時間、作業報酬額の支払日等記載した台帳を当該労働者の同意を得て作成し、事業場等に備え置くこと。
- ② 台帳の写しを市長へ提出すること。
- ③ 次の事項についての掲示又は労働者への書面による交付
 - ア 対象労働者の範囲
 - イ 作業報酬下限額
 - ウ 次条の申出をする場合の申出先
 - エ 労働者が申出をしたことを理由とした不利益な取扱いをしてはならないとされていること
- ④ 労働者の申出に対する誠実な対応
- ⑤ 作業報酬の不払いの場合の措置
- ⑥ 申出を理由とする不利益取扱いの禁止
- ⑦ 報告・資料提出・立入調査の求めに応ずること
- ⑧ 是正措置を講ずるとともに、市への報告すること

(2) 契約の解除・損害賠償

⑨ 契約の解除

市長等は、受注者が行うべき報告、資料の提出を拒否し、もしくは虚偽報告・書類提出、立入調査拒否等行った場合は、契約を解除することができる。

⑩ 契約解除に伴う市の損害賠償は免責。

10 労働者の申出(第9条)

支払われるべき報酬が支払われていないとき等は、市長等又は受注者に申出ができる。

11 立入調査等(第10条)

市長等は対象労働者からの申出があつたとき、定める事項の履行状況の確認を

する必要があると認めたときは、受注者に資料の提出、市職員による立ち入り調査をさせることができる。

12 PFI事業者・市出資の法人(第12条)

PFI事業者、市出資の法人（出資割合25%以上）は、市に準じた措置を講ずることの努力義務。

13 条例の施行期日(附則)

- (1) 施行期日は2011年4月1日
- (2) 報酬審議会は2011年3月1日

成立にいたった経過

—なぜ川崎市で成立したのか—

(1) 川崎革新市政

川崎市は、1972年に政令指定都市に移行し、今年で39年になる。面積144.35平方キロメートルで、神奈川県の北東部に位置し、東京と横浜に接している。南は東京湾に面し、北部は多摩丘陵に接し、南東から北西へ約33キロメートルという細長い地形である。

川崎市の南東部（臨海部）は、日本を代表する重工業地域であるが、近年は、知識・情報産業が集積している。一方、北西部は、東京近郊の住宅都市としての側面をあわせもっている。人口は、約140万人である。

戦後、4人の市長が市政を担ってきた。戦後最初の民選市長は金刺不二太郎氏で、1971年まで務められた。この市長の7期目を阻止したのが、伊藤三郎氏であった。伊藤氏は、当時、川崎市労連の委員長で、社会党・共産党の推薦をうけて当選し、5期目の終了間際で病気により退任した。後継として高橋清氏（市助役）が当選した。二人あわせて30年以上にわたる「革新市長時代」が続いた。

この間、公害問題への取り組みに始ま

り、憲法をくらしに生かす、人権、平和、共生、さらには、「自治・分権・参加」の市政を実践し、全国の自治体の先導役としての役割を果たしてきた。

(2) 阿部市政の特徴

阿部孝夫市長は、旧自治省出身で、2001年に当時現職であった高橋清氏を破って初当選し、革新市政に終止符を打った。阿部市長は、行財政再建に手腕を発揮し、川崎市財政の立て直しをはかつてき。また、2005年には自治基本条例を制定し、自治・分権の市政にも力を注いできた。ちなみに2009年には川崎市議会基本条例も成立している。「音楽の街かわさき」、「映像都市かわさき」など新しい川崎づくりにも力を注いできた。

阿部市長は、当初の公約で市長任期を3期までと主張され、2003年に政令市初の多選自粛条例を成立させた。従って、条例によれば今期で退任ということになる。

(3) 難産だった3期目

阿部市長は、1期目は、当時衆議院議員であった現神奈川県知事の松沢成文氏が中心になって擁立し、立候補した。現職であった高橋陣営には、自民党、民主党、公明党などがついたが、結果としては、2万7千票の差で勝利した。

2期目は、共産党を除き主要政党からの支持を得て当選した。

3期目の選挙戦は、民主党政権の誕生という大きな政治状況の変化をうけて混迷した。阿部市長は、総選挙前は、「政党との距離をおく」としていたが、総選挙後に民主党の単独推薦を求めるなど揺れた。その後、民主党は県会議員（元松沢成文衆議院議員時代の秘書）、自民党は市

議会議員（元市議会議長）、共産党は前回の対立候補を推薦し、公明党は自主投票となり、2期目に阿部市長を支えた体制は大きく崩れ、主要な支持団体としては連合神奈川のみとなつた。

結果として阿部市長が当選したが、2位の民主党候補との差は、2万8千票余であった。

* 2009年市長選挙結果

阿部 孝夫（現職）	14万 5,688
福田 紀彦（民主党推薦）	11万 7,456
原 修一（自民党支持）	6万 6,462
岡本 一（共産党推薦）	6万 698

(4) 早かった「公契約条例」の決断

—条例制定までの簡単な経過—

2009年10月25日の市長選挙で三選を果たした阿部市長は、早くも12月8日の市議会本会議において民主党議員の代表質問に対して「公契約条例制定に向けて検討する」と答弁した。しかし、阿部長の選挙公約には「公契約条例」は、入っていないから、市内外で「なぜだ」といった反応があった。そこには、労働界からも強い働きかけがあったという事情もある。

その後、阿部市長は、2月市議会の施政方針演説で、「政令市初の公契約条例の制定に向けて取り組む」と述べた。これで、市の基本方針は確定した。

2月市議会では、「条例策定に向けた取組を進めている。平成22年度中に議会に提案する」と財政局長が答弁している。

4月には、財政局資産管理部長を座長とする「川崎市公契約条例検討会議」が設置され、条例制定にむけての具体的な検討が開始された。この検討会議には、財政局の他に総務局、経済労働局、上下水道局、交通局、病院局と全庁上げての

とりくみとなった。

8月には条例に対する基本の考え方が議会に説明され、9月1日から30日にかけてパブリックコメントが実施され、208通838件の意見が寄せられた。反対の意見はなく、いずれも条例制定に前向きなものであった。

11月24日の市会総務委員会で条例改正案が提案され、12月8日の総務委員会、12月15日の本会議でそれぞれ全会一致で成立した。

※市議会の勢力分野（2010年11月1日現在）

民主党 17、自民党 16、公明党 14、共産党 10、神奈川ネットワーク 2、無所属 3

運用にあたっての課題

今後の運用にあたっていくつか課題がある。

（1）作業報酬下限額の設定について

①設計労務単価の問題

まず、作業報酬下限額についてである。工事関係については、国の設計労務単価としているが、野田市の場合は、これの8割である。果たして川崎市はどのように設定するのか。また、設計労務単価そのものに問題があることは、建設業界あるいは建設労組からも指摘されているところであり、この改善が求められている。さらには熟練と未熟練の取り扱いの問題なども引き続きの検討課題である。

②生活保護基準と最賃との関係

また、委託関係については、生活保護基準であるが、どの基準をあてはめるのかによって金額が大きく異なることになる。

2010年10月現在の神奈川県地域最賃は818円である。前年は789円であり、

かなり上昇した。最賃が生活保護基準を下回っていることについて、多くの問題点があることなどから、生活保護基準としたわけであるが、このまま最賃引き上げのテンポが速まると、基準額の設定の仕方によっては、最賃が比較的早く生活保護基準を上回る可能性がある。

もとより最賃が大きく引き上がることについて異論は無いし、そうなれば最賃が規制力をもつことはいうまでもない。その際に条例をどのように運用するのか、気が早すぎるといわれるかも知れないが、条例を生かしていくとの立場で考えておくべきである。

いずれにしても、報酬の下限額は、3月からスタートする作業報酬審議会に委ねられている。その運営の仕方も含めて注目したい。

（2）チェック体制

条例の実効性については、市会でも再三取り上げられてきた。果たして、受注者が提出する膨大な台帳をチェックする体制があるのか、ということである。担当課への増員などの措置は必要であることはいうまでもない。具体的な運用にあたっては、できるだけ早く条例を周知する必要がある。また、関係業界団体・労働組合等の協力も不可欠である。

また、労働者の申出があった場合の対応も、本人への不利益が無いようにしなければならない。

さらに、労働局はじめ労働関係機関に対しても連携が必要である。

条例成立の意義

（1）対象労働者等への影響

川崎市の2010年の予算総額は、約1

兆 2,674 億円（一般会計 6,116 億 7,177 万円、特別会計 4,433 億 107 万円、企業会計 2,124 億 1,829 万円）にのぼる。

①建設工事の契約額等

2009 年度の建設工事契約の企業会計を含む全庁の実績は、約 935 億 8,201 万円でうち 6 億円以上は、約 449 億 4,032 万円で全工事に占める割合は、約 48% で、件数では、14 件である。（市長部局では、年間工事契約件数は、約 1,200 件）

②委託契約の件数等

2009 年度の市長部局の 100 万円以上の委託契約件数は約 2,000 件で、このうち条例の対象となる 1,000 万円以上の警備、清掃、施設維持管理、データ入力業務の件数は、152 件である。

上記に加えて、指定管理者、25% 以上の出資法人、PFI 事業者へも直接・間接に影響が及ぶことになる。また、市の臨時職員等にも波及することとなり、大きな効果が見込まれる。

（2）他都市への波及

川崎市に続く自治体はどこか、いくつかの自治体で動きが始まっている。

①相模原市

県内 3 番目の政令市である相模原市の加山俊夫市長は、2010 年 11 月 30 日の市議会代表質問に対して「できるかぎり早期に導入してまいりたい」と答えている。4 月 10 日に行われる市長選挙において再選されれば、実現に向けて大きく前進することが期待される。

②厚木市

2011 年 2 月 6 日に投票で行われた厚木市長選挙に当選した現職市長のマニフェストに「公契約条例をつくる」とある。今後、大きく動くものと期待されている。

③東京都多摩市

2010 年の 4 月に、公契約条例の制定を選挙公約していた阿部裕行市長が当選し、現在庁内で、2012 年度の施行に向けて検討が進められている。

④長野県

2010 年の 8 月に当選した阿部守一知事は、社民党との政策協定で「公契約条例の制定を検討する」と交わしていたが、これを踏まえて庁内における検討を進めている。

⑤東京都国分寺市

東京都国分寺市は、川崎市とほぼ歩調をあわせて昨年の 12 月条例化をめざしてきた。順調に進んでいると思われたが、さまざまな情勢から中断している。

まとめ

野田市の次はどこの自治体かとの声があつたが、1 年を経て川崎市が続いた。市長選挙の公約になかったことが実現に至った背景には、労働界の要請があるが、何といっても阿部孝夫市長の決断が大きい。野田市と同様に首長のリーダーシップが發揮された例といいたい。

今後は、野田市に続き川崎市の公契約条例成立が、全国の自治体における条例制定へのさらなる弾みとなり、ひいては国の法制定へつながることができればと願っている。

【参考文献・資料】

- 「川崎市議会会議録」（川崎市議会 HP）
- 「川崎市契約条例の一部改正に向けた基本的考え方」、「川崎市入札契約制度再検証第 2 回報告」（川崎市 HP）
- 「川崎市政の研究」（自治総研叢書）

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）一部改正

（目的）

第1条 この条例は、市及び市の契約の相手方になろうとする者等の責務を明らかにし、契約に関する施策の基本方針を定め、並びにこれに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、この条例の目的を達成するため、契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市の契約の相手方になろうとする者等の責務）

第3条 市の契約の相手方になろうとする者は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任が生ずることを認識し、市が実施する契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市の契約の相手方は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任を自覚して、その契約の適正な履行を通じ、市民の福祉の増進に寄与するよう努めなければならない。

（施策の基本方針）

第4条 契約に関する施策は、次に掲げる基本方針に基づき策定され、及び実施されるものとする。

（1）契約の過程及び内容の透明性を確保するとともに、市の契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促進すること。

（2）談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

（3）契約により地球環境の保全その他の市の重要な政策を推進すること。

（4）予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。

（5）経済性に配慮しつつ、市の契約の相手方になろうとする者の技術的能力及び社会貢献の取組その他の価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び質が総合的に優れた内容の契約とすること。

（6）契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。

（議会の議決を要する契約）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要する契約は、予定価格（単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に仕様書又は設計書に記載されている数量を乗じた額とする。以下同じ。）600,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

（1）事務用機器、計測機器、輸送用機器その他の物品の賃貸借契約で、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該物品を借り入れることが困難となるおそれがあるもの

（2）役務の提供を受ける契約で、次のいずれかに該当するもの

ア 前号に該当する契約に係る物品の保守点検その他の維持管理に必要な契約

イ 契約の相手方が当該役務の提供に係る業務の習熟に一定の期間を要する契約

ウ 契約の相手方が調達する当該役務の提供に必要な物品、設備等の初期投資額の回収に複数年度の期間が必要であるため翌年度以降にわたり契約を締結することが本市にとって経済的に有利である契約

エ アからウまでに掲げるもののほか、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることが困難となるおそれがある契約

（作業報酬下限額）

第7条 市長は、毎年、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬（賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「作業報酬下限額」という。）を定めるものとする。

（1）予定価格600,000,000円以上の工事の請負契約（以下「特定工事請負契約」という。）次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に

使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。) であつて特定工事請負契約に係る作業に従事するもの
イ 自らが提供する労務の対價を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者

(2) 予定価格 10,000,000円以上の業務の委託に関する契約のうち規則等で定めるもの又は地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)と締結する公の施設の管理に関する協定(以下「特定業務委託契約」という。) 労働者であつて特定業務委託契約に係る作業に従事するもの
2 作業報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(1) 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額

(2) 特定業務委託契約 生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額

3 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、川崎市作業報酬審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定工事請負契約等の内容)

第8条 市長又は公営企業管理者(以下「市長等」という。)が締結する特定工事請負契約又は特定業務委託契約においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 受注者(特定工事請負契約又は特定業務委託契約を市長等と締結したもの)は、対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、作業報酬の額及び支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳(以下「台帳」という。)を、当該対象労働者の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。

(2) 受注者は、台帳の写しを、市長等が指定する期日までに市長等に提出すること。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示すること又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付すること。

ア 対象労働者の範囲

イ 作業報酬下限額

ウ 次条の申出をする場合の申出先

エ 対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(4) 受注者は、次条の申出を受けたときは、誠実に対応すること。

(5) 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあっては作業報酬下限額に当該作業に従事した時間数として規則等で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して規則等で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようすること。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。

(6) 受注者は、対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(7) 受注者は、第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応ずること。

(8) 第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が前各号に掲げる事項に違反していると市長等が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長等が指定する日までに市長等に報告すること。

(9) 市長等は、受注者が第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前号の必要な措置を講じず、又は同号の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、特定工事請負契約又は特定業務委託契約の解除をすることができる。ただし、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。

(10) 市は、前号の解除(指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、同号ただし書の取消し又は命令)によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(対象労働者の申出)

第9条 対象労働者は、作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていないとき、又は支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回るときは、市長等又は受注者にその旨の申出をすることができる。

(立入調査等)

第10条 市長等は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第8条第1号から第8号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、使用者等の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 第1項又は前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(作業報酬審議会)

第11条 第7条第3項に定めるもののほか、第4条第6号に掲げる基本方針に基づき策定される契約に関する施策に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市作業報酬審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

7 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 審議会において必要があるときは、その会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定出資法人等の契約)

第12条 市が出資する法人であつて市長が指定するもの（以下「指定出資法人」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定事業（同法第2条第4項に規定する選定事業をいう。以下同じ。）を実施する者として選定した者（以下「選定事業者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、指定出資法人又は選定事業者が行う契約（選定事業者にあつては、選定事業に係る業務におけるものに限る。）に関して市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるよう指定出資法人又は選定事業者に対し指導又は助言を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、同条を第13条とする改正規定及び第3条を第6条とし、同条の次に6条を加える改正規定（第7条及び第11条に係る部分に限る。）は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第8条から第10条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告その他の申込みの誘引を行う新条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約及び同項第2号に規定する特定業務委託契約（同号に規定する協定（以下「協定」という。）を除く。）並びに施行日以後に締結する協定について適用する。

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



会員になるには

1. 誰でも会員になります。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月700円のどちらかを選び、1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・80ページ程度・定価800円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。